

各国法制度比較一覧表

	日本	米国	EU	中国
(1)仲介者の責任に関する原則	侵害を知り得た相当の理由がある場合等を除き免責（情プラ法3条1項（2.2.2.1参照））	利用者の指示による資料につき、侵害の現実の認識がない場合等の免責（DMCA512条(c)(1)項（3.2.2.2参照））	一般的監視義務の否定（DSA8条（4.2.2.1.1参照））	民事権益侵害を知り得べき場合等の連帯責任（民法典1197条、電子商務法45条（7.2.2.1、7.2.2.2参照））、免責条件（情報ネットワーク配信権保護条例20～23条（7.2.2.3参照））
(2)プロバイダーの類型化	特定電気通信役務提供者、関連電気通信役務提供者、大規模特定電気通信役務提供者（情プラ法2条、5条等（2.2.2.1参照））	一時的なデジタルネットワーク通信、システムキャッシング、利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報、情報の所在地ツール（DMCA512条(a)～(d)項（3.2.2.2参照））	単なる導管、キャッシング、ホスティング（DSA4～6条（4.2.2.1.1参照））、オンラインプラットフォーム、検索エンジン（DSA3章（4.2.2.1.2～4.2.2.1.5参照））	自動接続サービス・自動伝送サービス、自動保存・自動転送サービス、情報保存サービス、検索又はリンクサービス（情報ネットワーク伝達権保護条例20～23条（7.2.2.3参照））
(3)侵害通知に含まれる内容	請求者の本人性等、発信者情報の保有の確認、侵害情報の特定、権利侵害の確認（情プラ法ガイドライン（2.2.2.2参照））	著作物の特定、侵害資料の特定、申立当事者に連絡可能な住所等（DMCA512条(c)(3)項（3.2.2.2参照））	違法な行為・情報（知った時点で迅速に措置を取らないと責任を負う、DSA6条1(b)項（4.2.2.1.1参照））	権利侵害を構成する初歩的な証拠、権利者の真実の身分情報（民法典1195条、電子商務法42条（7.2.2.1、7.2.2.3参照））
(4)侵害通知を受けた場合の削除等の対応	侵害を信じるに足りる相当の理由があった場合、照会日から7日を経過しても発信者から不同意の申出がなかった場合に送信防止措置を取る（免責される、情プラ法3条2項（2.2.2.1参照））	資料削除・アクセス無効化を迅速に対応する（DMCA512条(c)(1)（3.2.2.2参照））	迅速に情報削除・アクセスを不可能にする措置を取る（DSA6条1(b)項（4.2.2.1.1参照））	削除、非表示、リンクの切断等の必要な措置を講じる（民法典1195条、電子商務法45条（7.2.2.1、7.2.2.3参照））
(5)侵害通知を受けた場合に削除等をしない場合の責任	侵害を知り得た相当の理由がある場合等は不法行為法の原則どおり（情プラ法3条1項（2.2.2.1参照））	金銭的救済等の免責が及ばない（DMCA512条(c)(1)項（3.2.2.2参照））	免責が及ばない（DSA6条1(b)項（4.2.2.1.1参照））	ネットワーク利用者とともに連帯責任を負う（民法典1195条、電子商務法45条（7.2.2.1、7.2.2.3参照））
(6)発信者情報開示請求の要件	侵害が明らかであり、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある場合（情プラ法5条1項（2.2.2.1参照））	侵害通知のコピー等に提出による文書提出命令の書記官への要求（DMCA512条(h)項（3.2.4参照））	侵害訴訟において、原告の請求が正当で均衡の原則に適っている場合（ドイツ・情報請求権の要件（5.2.4参照））、理由の正当性、権利を不当に害しない、本案訴訟の不起（フランス・レフェレの要件（6.2.4参照））	知的財産権者に発信者情報を開示すべき法的義務はなく、裁判所や行政機関による調査によって提供を受けるのが通常（7.2.4参照）

- ※情プラ法 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
- ※DMCA デジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act）
- ※DSA デジタルサービス規則（デジタルサービス法、Digital Services Act）